

令和7年2月6日

奈良市長 仲川 げん 様

奈良市特別職報酬等審議会

会長 伊藤 忠通

特別職の給料月額の適正なあり方について

令和6年12月26日付けで諮問のあった奈良市における市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の給料月額の適正なあり方について、奈良市特別職報酬等審議会規則第2条の規定に基づき、審議した内容を意見として答申します。

# 答 申

## 1 答申内容

市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の給料月額については、現行の額を据え置くことが妥当であるとする。

### 【給料月額の現行の額】

市長	:	1,048,000円
副市長	:	885,000円
教育長	:	733,000円
常勤の監査委員	:	586,000円
公営企業管理者	:	733,000円

## 2 審議の目的

本審議会は、奈良市の特別職の給料月額が平成25年度に開催した特別職報酬等審議会以降は、議論がなされておらず、現状の給料月額が適正であるのかについて検討する必要がある状況から、奈良市における市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の給料月額の適正なあり方について諮問をし、開催されたものである。

## 3 審議の内容

### (1) 審議会で考慮した指標

- ア 奈良市の特別職及び一般職、国の特別職の給料月額の推移
- イ 中核市の特別職の年額給与収入の順位
- ウ 中核市の特別職の給料月額の現状と10年前の順位
- エ 奈良県下の他市の年額給与収入の順位
- オ 奈良県下の他市の給料月額の順位
- カ 部長級の給料月額の推移
- キ 奈良市及び中核市、県内他市の財政状況
- ク 消費者物価指数
- ケ 民間企業における平均給与・手当額の推移

## (2) 審議会が出た意見

- ア 特別職の給与体系は一般職と同様となっているが、特別職については、その職務・職責に応じて給料月額を定めるべきであるとする。
- イ 一般職の給料月額は人事院勧告をもって改定がなされているが、特別職については、奈良市は10年近く見直しが行われていない状況である。ただし、10年前と現状の給料月額の順位を見ても、大きく変わっているということは見られない。そこから、奈良市が見直しをできていないことによって、給料月額が今の時勢に合っていないということはないと言えるのではないかと考える。
- ウ 条例の本則上において、県内他市の市長が奈良市の市長の給料月額より高いという点については、奈良市は県都であり人口規模も考慮すると県内トップであるべきと考える。
- エ 一般職の中では部長級が一番特別職に近い存在であり、特別職の給料月額を検討するにあたって、部長級の給料月額が上がっているのであれば、同じように上げることも検討できるのではないかと考える。
- オ 奈良市の財政状況については、経常収支比率は96.9であり、理想は80程度である。実質公債費比率は9.8であり、財政状況について改善はされていると感じるが、今後も改善に努める必要がある。
- カ 特別職である常勤監査委員と一般職である部長級職員の年収を比較すると、部長級が常勤監査委員の年収を上回る場合がある。特別職は一般職とは異なる位置づけであるべきであるが、処遇が逆転するという点に対しては配慮が必要なのではないかと考える。なお、他市においても同様の事象はあるものの、民間企業で言うと、部長級から特別職になるということは役員になるということに近いことから、その感覚で考えると、役員の方の年収が低いということに違和感がある。部長級はあくまで、一般職としての部の最高責任者であるが、特別職はもっと広く市全体に対する責任者であるはずである。
- キ 中核市の給料月額や年額の資料においても、奈良市の順位はおおむね中盤に位置しており、財政状況等を加味しても位置づけとしては適正であると感じる。また、10年前と現在の比較をしても大きく順位が異なるということもないことから、現状の順位は妥当であると結論付ける。
- ク 審議会における開催について、不定期開催ではなく常に社会情勢に見合った体系を実現できるよう、その頻度についても検討する必要がある。

これらの審議内容を総合的に勘案し、上記1の結論に達しました。

#### 4 附帯意見

近年の民間の賃金や人事院勧告の動向から増額を検討する余地はあるため、社会の動向に注視しつつ、必要に応じて給料月額を再度検討することが適当であると考え  
る。また、特別職の報酬等については、給料月額及び地域手当、期末手当、退職手当  
の各種手当を含めて、全国的な議論も踏まえながら、今後も継続的に検討をしていく  
必要があると考える。

以上